

相模原市監査委員公表第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、平成13年度及び平成28年度の包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成31年1月11日

相模原市監査委員 彦 根 啓

同 坪 井 廣 行

同 江 成 直 士

同 小 野 弘

1 特定の事件（平成13年度）

相模原市土地開発公社の財務に関する事務の執行及び管理の状況

2 監査対象部局及び団体

相模原市土地開発公社及び関係各部課

3 措置に係る通知

市長から通知があった日 平成31年1月4日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果【指摘事項】	措置の状況
<p>1.【公有財産】</p> <p>その他</p> <p>公園用地「相模原麻溝公園（その他）用地」については、相模原市土地開発公社の借入金利息が増大していることを考えると、早期に買取ることが望まれる。また、「20.5ha」部分は、ごみ埋め立てが終了するまで事業化できないため、相模原市土地開発公社を活用するならば、部分的に買取りを行うことが望まれる。</p> <p>(報告書 53頁～59頁)</p>	<p>1.【公有財産】</p> <p>その他</p> <p>公園用地「相模原麻溝公園（その他）用地」については、相模原市土地開発公社が昭和62年から平成24年にかけて、42,987.90㎡を先行取得していたが、相模原市が昭和62年度から段階的に買戻しを進め、平成30年3月に「20.5ha」部分中の最後の3,793.90㎡の買戻しを行い、公社が保有する相模原麻溝公園（その他）用地の全ての買戻しが完了した。</p>

1 特定の事件（平成28年度）

補助金に係る財務に関する事務の執行について

2 監査対象部局及び団体

補助金の予算額が原則として300万円以上の関係各課

3 措置に係る通知

市長から通知があった日 平成31年1月4日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果【指摘事項】	措置の状況														
<p>1 【休日急病医科診療所運営費補助金】</p> <p>(1) 補助対象の person 費</p> <p>『財政援助団体等監査』において、指摘を受けてから5年後に着手し、さらに完了するまでの期間が10年後というのは遅いといわざるを得ない。</p> <p>事業は以下のとおり</p> <table border="1" data-bbox="220 1144 794 1615"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>休日急病医科診療事業</td> <td>補助事業</td> </tr> <tr> <td>夜間急病診療事業</td> <td>委託事業</td> </tr> <tr> <td>小児急病診療事業</td> <td>委託事業</td> </tr> <tr> <td>産婦人科急病診療事業</td> <td>委託事業</td> </tr> <tr> <td>広域耳鼻急病診療事業</td> <td>補助事業</td> </tr> <tr> <td>津久井地域夜間急病診療事業</td> <td>補助事業</td> </tr> </tbody> </table> <p>いずれも急病診療に係るものであり、医師会に支払うべき補助事業と委託事業の person 費の総額は変わらず、形式上とはいえ交付要綱には違反しているため、改善すべきである。</p> <p>補助事業と委託事業は別のものであ</p>	事業名	区分	休日急病医科診療事業	補助事業	夜間急病診療事業	委託事業	小児急病診療事業	委託事業	産婦人科急病診療事業	委託事業	広域耳鼻急病診療事業	補助事業	津久井地域夜間急病診療事業	補助事業	<p>1 【休日急病医科診療所運営費補助金】</p> <p>(1) 補助対象の person 費</p> <p>市から医師会に対しては、指摘を受けた休日急病医科診療所運営費補助金を含めた急病診療事業のほかに、後期高齢者健康診査委託や、他課のがん施設検診委託等合わせて保健・医療関連27事業について補助・委託をしており、それらの person 費22名分については、便宜上一括して当該補助金から支出していた。</p> <p>このことに関しては、平成20年度の財政援助団体等監査においても同様の指摘を受けており、補助金から支出していた各委託事業に係る person 費を委託料へ振り替えるに当たって、医師会への person 費支出の方法や算出根拠等の在り方についての庁内調整に約5年間を要した。</p> <p>調整後、平成35年度の完了を目途に平成26年度から段階的に振替を実施していたところであり、平成28年度には既に person 費の振替が済んでいる事業もあった。</p>
事業名	区分														
休日急病医科診療事業	補助事業														
夜間急病診療事業	委託事業														
小児急病診療事業	委託事業														
産婦人科急病診療事業	委託事業														
広域耳鼻急病診療事業	補助事業														
津久井地域夜間急病診療事業	補助事業														

り、補助金の交付先と委託事業の委託先が同じ相手であっても当然に区分されるべきものである。

同一人物が補助事業と委託事業に係わっている場合は、時間等の合理的な基準により按分すべきもので、一つの事業にその総額を負担させることは適切ではない。

休日急病医科診療所運営費補助金交付要綱では、補助対象事業、総事業費、補助基本額及び補助率を定義し補助する範囲を定めている。現状の補助金交付は交付要綱に定めた事項を逸脱するものである。人件費の按分が不可能ではなく、合理的な配賦基準を決めれば按分可能である。支払先が同じということをもって正当化できるものではない。

(報告書 19頁～22頁)

(2) 補助対象の事務局職員の人件費

急病診療の間接業務に携わる人員を特定し、そのうえで業務従事時間等を基準に補助事業と委託事業を区分する必要がある。現状では、急病診療事業に係わらない職員も補助対象金額に含まれていると考えられる。医師会事務局組織図上の業務内容どおりであれば、形式上のみならず実質的に補助事業と委託事業を合わせた医師会へ支払うべき金額が過大となっている。医師会事務局職員の職務

しかし、今回再度の指摘を受け検討し医師会と協議した結果、平成30年度においては、全27事業における補助事業の人件費は5.2名分(40,530千円)、委託事業については、16.8名分(118,179千円)を支出することとし、各事業への予算振替を完了した。

その結果、当該補助金は、平成29年度予算額が217,194千円(決算額211,390千円)だったのに対し、平成30年度予算額は113,124千円とし、交付要綱に適合するよう改善を行った。

(2) 補助対象の事務局職員の人件費

市から医師会に対しては、指摘を受けた休日急病医科診療所運営費補助金を含めた急病診療事業のほかに、後期高齢者健康診査委託や、他課のがん施設検診委託等合わせて保健・医療関連27事業について補助・委託をしており、それらの人件費22名分については、便宜上一括して当該補助金から支出していた。

そのため、形式的にも実質的にも休日急病医科診療所運営費補助事業におけ

内容と業務従事時間の精査を行い、過大となっている金額については、補助金の返戻を求めるなどの対応が必要である。

(報告書 23頁)

る人件費の額よりも過大な人件費を支払っており、組織図上の業務と補助対象人員は整合していないが、当該人件費は医師会への保健・医療関連27事業全体における金額として算出し支出しているもので、人件費全体としての額は適正に積算していたと判断している。

なお、平成27年度においては組織図上は、各メディカル事業課で16名、総務課・経理課6名の合計22名の内容で間接業務に携わる人員を含めて医師会と協議、積算し、また補助事業に携わる人員は20.2名、委託事業に携わる人員は1.8名として積算していた。

しかしながら、平成30年度においては、補助、委託事業それぞれから支出することから保健・医療関連の補助事業である休日急病医科診療所運営事業や委託事業に係る人員は、間接業務に携わる人員を含めて組織図上は各メディカル事業課18名、総務課・経理課4名の合計22名であることを医師会と協議し積算した。

また職務内容と業務従事時間を考慮し、補助事業に携わる人員は5.2名、委託事業に携わる人員は16.8名として積算し、それぞれの事業で支出することとした。